日蓮大聖人御書全集

南部六郎殿御書

なんぶのろくろうどのごしょ

新版
1806
〜
1807

南部六郎殿御書

文永8年('71)5月16日　50歳　波木井実長

眠れる師子に手を付けざれば瞋らず、流れにさおを立てざれば浪立たず、謗法を呵責せざれば留難なし。

「もし善比丘あって、法を壊る者を見て、置いて、呵責せずんば」の「置」の字をおそれずんば、今は吉し、後を御らんぜよ、無間地獄疑いなし。故に、南岳大師、四安楽行に云わく「もし菩薩有って、悪人を将護して治罰すること能わず、それをして悪を長ぜしめ、善人を悩乱し、正法を敗壊せ

ば、この人は実には菩薩にあらず。外には詐侮を現じ、常にこの言を作さん。『我は忍辱を行ず』と。その人は命終して、諸の悪人とともに地獄に堕ちん」云々。

十輪経に云わく「もし誹謗せば、応に共住すべからず、また親近せざれ。もし親近し共住せば、即ち阿鼻地獄に趣かん」云々。栴檀の林に入りぬれば、たおらざるにその身に薫ず。誹謗の者に親近すれば、修するところの善根ことごとく滅して、ともに地獄に堕落せん。故に、弘決の四に云わく「もし人、本悪無きも、悪人に親近せば、後必ず悪人

と成り、悪名天下に遍からん」。

およそ謗法に内外あり。国家の二つこれなり。外とは、日本六十六箇国の謗法これなり。内とは、王城九重の謗りこれなり。この内外を禁制せざれば、宗廟・社稷の神に捨てられて、必ず国家亡ぶべし。いかにと云うに、宗廟とは国王の神を崇む。社とは地の神なり。稷とは五穀の総名、五穀の神なり。この両神、法味に飢えて国を捨て給うが故に、国土既に日々衰減せり。故に、弘決に云わく「地広くして敬を尽くすべからず。封じて社となす。稷とは、

謂わく五穀の総名にして、即ち五穀の神なり。故に、天子の居する所には宗廟を左にし、社稷を右にし、四時・五行を布き列ぬ。故に、国の亡ぶるをもって社稷を失うとなす」。故に、山家大師は「**国に謗法の声有るによって万民数を減じ、家に讃教の勤めあれば七難必ず退散せん**」と。故に、分々の内外有るべし。

五月十六日

日蓮　花押

南部六郎殿